

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2012年 10月15日 Vol.43

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



photo 前田 豊

「イトトンボと蓮」

静かな夏の午後、イトトンボが蓮につかまって休んでいます。朝倉市の蓮園にて。

あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 古屋 勇一
- 弁護士 古屋 令枝
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 井上 敦史
- 弁護士 長尾 大輔

今、熱中していること



弁護士 前田 豊

熱中していたのは、韓国の歴史ドラマ「善徳女王」。歴史と国際色豊かなドラマでした。時代は、新羅、百濟、隋、唐、日本では大化の改新の時代。日本の天皇や蘇我氏らと百濟、新羅の関係についても考えさせられました。



弁護士 古屋 勇一

任天堂のWii(ワイイー)フィットという健康管理と室内トレーニング用の家庭用ゲームです。これで測定したバランス能力年齢75歳と出たので、それからは、ほぼ毎日、この機械の指示とおりトレーニングをしています。



弁護士 古屋 令枝

筋肉を少しでも増やすことです。週2回、筋トレをして、ささみをこれまでにないほど食べています。なかなか、成果は見えませんが、健康に老後を過ごすため、気長に頑張ります。



弁護士 小宮 和彦

オンはB型肝炎訴訟。オフはなつかしい音楽をユーチューブでさがして鑑賞すること(結構あるもんですね)



弁護士 中村 伸子

小学生の息子とプロ野球の福岡ソフトバンクホークスの応援をするんです。各選手別の応援振り付けも覚えて、二人で観戦しながら踊っています。



弁護士 井上 敦史

今、熱中していることは「テニス」です。毎週日曜日に有志が集まって2時間走り回っています。何よりテニスで汗を流した後のビールが最高です!!これは別にテニスやなくてもいいか(笑)



弁護士 長尾 大輔

5歳の息子との会話です。どこで覚えたのか、難しい言い回しをするのがとてもかわいいです。妻に対して「面倒な女だな!」と言ったのを聞いたときはさすがに驚きました(私はそんなセリフは口が裂けても言いません)。



橋本 絵美

中2の息子が部活動でバスケットをしています。試合の応援に行き、息子がシュートを決めると、つい盛り上がりかきかき言ってしまう、娘から「おばさんの黄色い声援はヤメテ」と注意されます。

高津 千絵

旅行ガイドブックを読むことに熱中しています。これから旅行に行きたいと考えている場所のものをいくつか読んで、旅行先を決めるのが楽しいです。

平島 照巳

ついに、ヨーロッパサッカーのリーグが開幕しました。きっとこれから毎週末の夜は熱中してテレビにかぶりつくと思います。

佐藤 亨恵

この夏は「節電しながら熱中症にならない」ことに熱く取り組んでおりました。もともと暑さに弱いので大変でした。秋冬の目標は「節電しながら風邪をひかない」こと。寒さにも弱いので、これも大変そうです。

石橋 由香

気が付いたら熱中してしまうのは、妄想することです。色々妄想しては、にやけています。あまりにも妄想し過ぎて、たまに現実と妄想の区別がなくなることがありますが、楽しい妄想はやめられません。

森 礼子

1才の息子の子育てです。毎日、どうしたら楽に手抜きをして過ごせるか!ということに情熱を注いでおります。

家事事件が国民にとって 利用しやすいものになります

弁護士 中村 伸子

◆家事事件が増加している理由

家事事件の重要性に対する意識が高まっています。家事事件とは、離婚や相続などの夫婦や親子関係などの家庭に関する事件で、家庭裁判所において、専門的に取り扱われています。家庭裁判所は戦後昭和24年（1949年）新憲法の理念の下「家庭に光を、少年に愛を」を標語にして、創設されました。

司法統計によりみると、家庭裁判所に申し立てられた平成23年の事件総数は、81万5522件であり、平成5年ころが約40万件だったことに比較すると、倍増しています。福岡家庭裁判所においても、私（中村）が司法修習をしていた約20年前に比較すると、調停室や調停委員の数が大幅に増えており、増加傾向を実感させられます。

離婚率が高くなったこと、女性の結婚観がなかったこと、女性に対するは、夫婦間の愛情よりも、労働力と大家族の中での位置づけが重視されていたことにあるのではないかと分析されている

◆家事事件が増加している原因はどこにあるのでしょうか

なぜ、家事事件が増えているのでしょうか。家事調停事件の39%、（家庭裁判所に提起される）人事訴訟事件の88%を占めるのは、離婚事件です。確かに、離婚率は近年高まっているものの、日本の歴史において、近年特別に離婚率が高くなったわけではないようです。「明治の結婚 明治の離婚」湯沢雅彦著に掲載されている離婚率の統計によりみると、明治16年は離婚率（人口千人当たり離婚件数）は、3・39とありま

す。この値は、離婚率が急増してきたと言われる平成16年の2・15と比較しても、1・5倍も高い数値なのです。

（同書によると、離婚率が高かった原因は、当時の庶民には、永続的結婚観がなかったこと、女性に対しては、夫婦間の愛情よりも、労働力と大家族の中での位置づけが重視されていたことにあるのではないかと分析されている

◆来年から家事事件手続法が制定（改正）されます

家事審判・家事調停事件の手続に関する法律は、昭和23年（1948年）に制定された「家事審判法」から大きな改正はなく、そのため、国民のニーズに合致しな

ようです。ただし、「家制度」を定めた明治民法が施行された明治31年ころから、離婚率は急激に減少していきま

ところが、前掲の書籍によりますと、明治33年から45年までの離婚紛争のうち裁判所の判決に至った割合は、0・3ないし0・7%程度であるのに対し、近年の離婚紛争の家庭裁判所利用率は、約20%と推計されています。明治時代には離婚率は高かったものの、裁判所に関する例は極めて少なかったといえるでしょう。

家庭裁判所に申し立てられる家事審判事件・家事調停事件が、前述のように平成に入って急増している背景には、家庭に関する事件を裁判所の手続の中で、きちんと解決したいと思う国民が増えていることにあるのではないのでしょうか。

そして、単に人数が増えただけではなく、手続に主体的に関わることを希望される方が増えているように思われます。

「来年から家事事件手続法が制定（改正）されます」

裁判員制度の見直し

弁護士 古屋勇一

◆はじめに

裁判員裁判制度は、3年が経過した段階で施行の状況を検討し、必要があるときは法改正等をするように法律に定められてスタートしました。この制度がそれまで経験したことがない全く新しい裁判制度だからです。そして、今年5月21日で施行後3年が経過し、現在、その検討作業が本格化しています。日本弁護士連合会（日弁連）も、今年3月15日に意見を発表しています。

日弁連の提言

日弁連は、多くの提言をしています。その中で主なものを紹介します。

1 対象事件の拡大

現在、裁判員裁判は、殺人、強盗致死傷、居住用建物への放火、身代金目的誘拐、危険運転致死など、一定の重大事件に限られています。

日弁連は、被告人が無罪を争っている場合（否認事件）には、重大事件以外でも被告人や弁護人から請求があれば裁判員裁判の対象にすべきであると提言しています。

2 評決要件の厳格化

裁判員裁判では、有罪か無罪か、有罪の場合はそのよう

な刑にするか（量刑）を決めるには、裁判員（原則6人）と裁判官（原則3名）が意見を合せて（評議）、多数決で決める（評決）ことになっています。その場合、被告人に不利な結論（有罪等）は、それに賛成する側に必ず裁判官が含まれていなければなら

ないことになっています。例えば、裁判員6名全員が有罪意見でも、裁判官3名全員が無罪意見であれば、6対3でも被告人は無罪です。

日弁連は、裁判員、裁判官のどちらのグループも多数でなければ被告人に不利な結論を決めることができないうように改正すべきと提言しています。

憲法、刑事訴訟法の大原則である無罪推定の原則により忠実に従い、誤判で無辜の人を処罰することがないようにするたためです。ちなみに、アメリカの陪審制では有罪にするには陪審員全員の一致が必要とされており、日弁連の提言が被告人に有利すぎるということはないと思います。

3 死刑判決の要件は全員一致へ

さらに、日弁連は、死刑を選択する場合にはもっと評決要件を厳格にして、裁判員と裁判官全員の意見の一致がな

ければならないようにすべきと提言しています。

死刑判決が誤判の場合、取り返しがつかない結果になるからです。また、死刑は人の生命を奪う究極の刑罰（国家による殺人）なので、その制度の存在自体に激しく賛否が分かれており、死刑廃止や停止が国際的な潮流となっている中で、その適用に慎重すぎることはないからです。

4 否認事件の手続の二分化

現在の制度は、有罪・無罪を決める手続も、量刑の手続も一緒の手続の中で同時進行でなされています。

そのため、被告人が無罪を主張する裁判でも、被告人の前科や被害者や遺族の被害感情に関する証言や意見等が出てきます。

ところが、前科や、被害者や遺族の悲痛な叫びを見聞きした裁判員は、被告人に対して偏見を持つたり、被害者側へ強い共感を持つことは避けられませんか。そんな裁判員が被告人の主張を公正な目で見ることができるのでしょうか。被告人への偏見と被害者への同情感から誤った判断をするおそれがあることは否定できないでしょう。

そこで、否認事件については、有罪・無罪を決める審理手続と、有罪と決まった（中間判決）後の量刑を決める審理手続を完全に分け、有罪・無罪の審理には量刑に関する

くなってきたいました。そこで、家事事件の手続きを国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容にするため、家事事件手続法が改正され、平成25年1月1日から施行される予定です。

改正では、まず、「手続の透明化」が図られ、当事者の手続保障が拡充されることになりました。手続の透明化・手続保障というのは、どのような資料に基づいて裁判所が判断したかを当事者からも分かるようにするということ、そして当事者が意見を述べる機会が制度上確保されるということ

です。具体的には、事件記録の閲覧・謄写は原則許可されること、申立書の写しを相手方に送付すること、事実調査の結果も当事者に通知されることとなりました。また、証拠調べについても当事者の申立権が認められ、当事者の審問立会権も認められました。

また、家事事件手続法を「利用しやすいもの」にするための改正も行われました。たとえば、電話会議・テレビ会議システムの導入などです。遠隔分割事件など遠隔地に当事者が点在する場合も多いので、利用率が高くなっていくと予想されます。

そのほかに、「子どもの地位の強化」もあげられます。これまでの家事事件では、子どもにとって重

◆パートタイム裁判官Ⅱ家事調停官として

私は、平成23年10月から、福岡家庭裁判所にパートタイム裁判官（家事調停官）として、週に一日だけ赴任しております。火曜日だけは、当事者の代理人としてではなく、家庭裁判所の側から、家事事件に関わらせていただいております。福岡家庭裁判所においても、家事事件手続法の改正の趣旨を踏まえ、その運用において様々な工夫が図られています。また、調停においては、両当事者にとって納得できる解決となるように、調停の視覚化などといった工夫も試みられています。

これからは家事事件の国民生活における重要性は、ますます高まっていくことでしょう。

◆まとめ

私も日弁連の提言はもともとだと思っています。そして、個人的には、現在の制度が、裁判官による裁判か裁判員裁判かを選択する自由が被告人に認められていないこと、量刑まで裁判員に判断させること、公判前整理手続を担当した裁判官が公判も担当すること、裁判員裁判の控訴の要件について特別規定がないこと等の点、また、さらに根本的には、現行裁判員制度の趣旨目的について、見直すべきではないか思っています。しかし、それはまたの機会に話したいと思っています。

●入所挨拶

はじめまして。平成24年5月からあおぞら法律事務所に入所しました井上敦史と申します。1982年8月5日生まれ、30歳になりました。出身は三重県伊賀市。名古屋より大阪の方が近いので、駆使する言語は関西弁です。最近では、博多弁も少し使えるようになってきました。

小宮弁護士が団長を務めるB型肝炎九州弁護団に所属しています。過去の予防接種行政を解明し、被害の再発を防止するための調査研究を行う。真相究明班に加わって、先例の調査等に励んでいます。

また、最近では裁判員裁判対象事件の国選弁護人となりまして、刑事事件を多く手掛けています。

古屋勇一弁護士に共同弁護人となってもらい、毎日接見に行き、色々なことを学びました。その他、遺産分割や離婚、契約書作成など、市民の方々が抱えておられる問題についても解決のお手伝いをさせていただいています。歳も若く、体力・気力のある時期なので、諸先輩のお力をお借りしながら、日々精一杯努めてまいりたいと思っています。とにかく、体を動かすことが大好きなので、空いた時間を見つけてはテニスやゴルフ、冬にはスキーにも行っています。仕事、プライベートともに充実した30代にしたいと考えています。若輩者ではありますが、お引き受けした仕事は誠心誠意行いますので、今後とも宜しくお願い致します。